

b 全国推進事業

第1 趣旨

要綱別表5のⅥの2の全国推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業内容

1 全国及びブロック地域における乳業の再編合理化の推進

全国又はブロック地域における乳業関係者間の連携体制の構築及び乳業再編合理化の推進を図るため、次に掲げる取組を行う。

(1) 乳業再編ビジョンの作成、調査等

全国における乳業再編の方向性等を定めた乳業再編全国ビジョン及び広域的地域における乳業の再編の方向性等を定めた乳業再編ブロックビジョン等の策定を行うために必要な乳業再編等全国協議会の開催、乳業等の現状調査の実施、調査結果の分析等

(2) 普及・啓発・指導等

酪農及び乳業関係者に対する関連事業等の普及・啓発、現地指導等

2 乳業工場等への経営指導等

乳業工場の再編合理化を実施する際の参考となる経営分析、経営シミュレーション等の実施、事業の実施における調整事項の指導等の取組を行う。

第3 補助対象経費

補助対象経費は、別紙1に掲げる経費であり、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

第4 事業実施主体

乳業再編の手法に関する十分な知識のある専門家が参画している団体であって、適切な財政基盤、経理処理能力を有している団体とする。

第5 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の設定に必要な事項は、次のとおりとする。

- 1 成果目標については、全国・ブロック会議を各1回以上開催するとともに、乳業再編ブロックビジョン又は新技術活用事例調査報告書等を取りまとめ、100部以上配布するものとする。
- 2 事業の成果目標の目標年度は、原則として事業実施年度の翌年度とする。

第6 事業実施手続

- 1 要綱第5の1の(4)に基づく全国推進事業計画の作成及び提出は、別記様式第1号により行うものとする。

- 2 要綱第5の1の(6)の生産局長が別に定める重要な変更とは、事業の廃止のほか、補助事業費又は事業量の3割を超える変更をいうものとする。
- 3 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、生産局長に提出するものとする。
- 4 3のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 5 3のただし書により交付決定前に着手する場合には、生産局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第7 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告は、別記様式第3号により事業実施年度の翌年度の7月末までに行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第8 事業の評価

- 1 要綱第7の7に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記様式第4号により成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第5号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第9 全国推進事業の実施基準

全国推進事業の実施基準は次に掲げるものとする。

- 1 第2の1から3までの全ての取組を実施するものとする。
- 2 次の取組は、助成の対象としない。
 - (1) 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定の取組

(2) その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

3 成果の普及

(1) 事業実施主体は、事業の成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で成果等を公表するとともに、関係者に対し情報を提供するものとする。

(2) 事業実施主体は、生産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

別紙 1

補助対象経費

全国推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 (ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き原則3社以上）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材	・原材料は物品受払簿で管理すること。

		料にかかる経費	
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品 ・ C D－R O M等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	本事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施にかかる経費	
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた	・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 補助事業従事者別の出勤

		対価（日給又は時間給） にかかる経費	簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者募に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等にかかる経費	・試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらう場合の費用を含む。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に	

		支払う通勤の経費	
--	--	----------	--

注1) 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

2) 上記欄の経費であっても、以下の場合には認めないものとする。

- ① 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ② 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等を購入ないしリース・レンタルする場合